

長期優良住宅等推進環境整備事業に係る事務事業等を実施する者の決定について

- 1 決定された者 一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構
代表理事 小林 秀樹 殿
東京都港区赤坂 1-5-1 1 新虎ノ門ビル 5 F
03-3588-7799

2 決定理由

本事業は、長期優良住宅等推進環境整備事業（住まい・まちづくり担い手事業及び空き家等活用推進事業）を行う者（以下「活動団体」という。）の選定にあたり必要となる評価及び活動団体への補助金の交付を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、長期優良住宅等推進環境整備事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

本業務の実施にあたっては、次の要件を満たしていることを条件とした。

- (1) 事務事業等の実施の方法等の事務事業等の実施に関する計画が、事務事業等の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事務事業等を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業等の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業等に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 活動団体の選定に関する評価を行いうる技術的知見及び同種の事務事業等に関する実績を有していること。
- (5) 事務事業等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (6) 事務事業等を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 事務事業等において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

以上の条件の下で本事業を行う者を公募するため、平成24年3月23日から平成24年4月2日まで提案書の提出を求めたところ、提出期限までに、2者から申込書の提出があり、当該提案書について評価した結果、上記(1)～(7)の要件については2者共に要件を満たしているが、1者は他の1者より「長期優良住宅等推進環境整備事業の実施のために必要な調査研究等の事業、これらの成果に関する情報提供に関する事業又はマニュアルの作成等事業の一般化・普及・啓発のための事業」において優れた提案内容であると判断した。

よって、長期優良住宅等推進環境整備事業に係る事務事業等を実施する者として、一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構に決定するものである。